資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　千葉日報

掲載の日付　平成二十七年十一月三十日

掲載頁　二十一頁

平成二十七年十二月八日

千葉県銚子市新生町二丁目二番地の一〇

株式会社ユニティマーケティングソリューション　代表取締役　石上　栄一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年十二月八日

香川県観音寺市大野原町大野原六六四七番地

有限会社武田

代表取締役　武田　清美

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六十億円減少し四億四千三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月五日

掲載頁　五十九頁（号外第一二七号）

平成二十七年十二月八日

東京都江東区東陽二丁目二番二〇号

株式会社ＯＰＡ

代表取締役　合田　正典

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十三億六千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月七日

掲載頁　九十頁（号外第一五二号）

平成二十七年十二月八日

東京都品川区大崎五丁目一番一一号

日本ストロー株式会社

代表取締役　稲葉　敬次

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十二月二日

掲載頁　四十五頁（号外第二七一号）

平成二十七年十二月八日

大阪市阿倍野区昭和町一丁目七番二六号

株式会社岡島屋

代表取締役　網野幸市郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年十二月二十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年十二月八日

東京都品川区東五反田四丁目九番二号

株式会社エルプランニング

代表取締役　中村　啓二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十二月八日

愛媛県松山市中須賀三丁目五番一一号

四国明治株式会社

代表取締役　島川　豊弘

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるフィ・リーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十二月八日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

SCG Loan Holding Pte. Ltd.

日本における代表者　フィ・リー

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小林義昭が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十七年十二月八日

新潟県佐渡市千種六〇番地一　医師ハイツ一―五号

ベストインフィニットクリエイション・インク

日本における代表者　小林　義昭

限定承認公告

本籍埼玉県三郷市彦野一丁目一一九番地、最後の住所埼玉県三郷市彦野一丁目七五番地四

被相続人　亡　堀切　忠章

右被相続人は平成二十七年五月二十八日死亡し、その相続人は平成二十七年十一月二十六日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月八日

埼玉県三郷市彦野一丁目七五番地四

相続財産管理人　堀切かよ子

限定承認公告

本籍東京都江戸川区二之江町一三六一番地四六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　池田　富治

右被相続人は平成二十七年九月十六日死亡し、その相続人は平成二十七年十一月二十五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月八日

東京都目黒区青葉台一―六―四八―三四〇一

相続財産管理人　池田　美雪

限定承認公告

本籍愛知県知立市池端一丁目六〇番地、最後の住所愛知県知立市南陽二丁目八一番地

被相続人　亡　生駒　淳一

右被相続人は平成二十七年七月十一日死亡し、その相続人は平成二十七年十一月三十日名古屋家庭裁判所岡崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月八日

愛知県知立市池端一丁目五九番地

限定承認者　生駒美智子

限定承認公告

本籍愛媛県八幡浜市一五三六番地八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　柏原　義弘

右被相続人は平成二十七年九月二日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月一日松山家庭裁判所大洲支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月八日

愛媛県宇和島市和霊元町三丁目三番三号

カーサ和霊一〇二号

限定承認者　柏原　照彦

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十八年一月二十九日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年十二月八日

大阪市中央区平野町三丁目三番七号

ユースフルホーム株式会社

代表取締役　森田　明

取消公告

平成二十七年十二月一日（号外第二七〇号）掲載の解散公告を取消します。

平成二十七年十二月八日

東京都港区赤坂九丁目七番一号

東京スピリット投資法人

執行役員　浅井　公広